

新潟県条例第55号

新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例（昭和46年新潟県条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動後別表号」という。）に対応する次の表の改正前の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「移動別表号」という。）が存在する場合には当該移動別表号を当該移動後別表号とし、移動後別表号に対応する移動別表号が存在しない場合には当該移動後別表号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>(1) 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア～ウ（略） エ <u>掘削用の泥水分離施設</u></p> <p>(1)の2～(9)（略）</p> <p>(10) 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア～オ（略） カ <u>蒸留施設</u></p> <p>(11)～(15)（略）</p> <p>(16) <u>麵類製造業</u>の用に供する湯煮施設</p> <p>(17)～(27)（略）</p> <p>(28) カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア（略） イ <u>酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設</u></p> <p>ウ <u>ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設</u></p> <p>エ <u>アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設</u></p> <p>オ・カ（略）</p> <p>(29)（略）</p> <p>(30) 発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア（略） イ <u>蒸留施設</u></p> <p>ウ・エ（略）</p> <p>(31) メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア <u>メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設</u></p> <p>イ・ウ（略）</p> <p>(32)（略）</p> <p>(33) 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア～エ（略） オ <u>弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設</u></p>	<p>別表第1（第2条関係）</p> <p>(1) 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア～ウ（略） エ <u>掘さく用の泥水分離施設</u></p> <p>(1)の2～(9)（略）</p> <p>(10) 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア～オ（略） カ <u>蒸りゆう施設</u></p> <p>(11)～(15)（略）</p> <p>(16) <u>めん類製造業</u>の用に供する湯煮施設</p> <p>(17)～(27)（略）</p> <p>(28) カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア（略） イ <u>さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゆう施設</u></p> <p>ウ <u>ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゆう施設</u></p> <p>エ <u>アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゆう施設</u></p> <p>オ・カ（略）</p> <p>(29)（略）</p> <p>(30) 発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア（略） イ <u>蒸りゆう施設</u></p> <p>ウ・エ（略）</p> <p>(31) メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア <u>メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゆう施設</u></p> <p>イ・ウ（略）</p> <p>(32)（略）</p> <p>(33) 合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの ア～エ（略） オ <u>弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設</u></p>

設及び蒸留施設

カ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設

キ～コ (略)

(34) (略)

(35) 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

ア 蒸留施設

イ・ウ (略)

(36) (略)

(37) 第31号から前号までに掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

ア～ウ (略)

エ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設

オ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設

カ (略)

キ イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設

ク エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設

ケ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設

コ・サ (略)

シ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設

ス～タ (略)

(38) (略)

(38)の2 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1, 4-ジオキサンが発生するものに限り、洗浄装置を有しないものを除く。）

(39) (略)

(40) 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設

(41)～(44) (略)

(45) 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設

(46)～(50) (略)

(51) 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

ア (略)

イ 原油常圧蒸留施設

ウ～オ (略)

設及び蒸りゆう施設

カ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゆう施設

キ～コ (略)

(34) (略)

(35) 有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

ア 蒸りゆう施設

イ・ウ (略)

(36) (略)

(37) 前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第51号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

ア～ウ (略)

エ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゆう施設

オ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゆう施設

カ (略)

キ イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆう施設及び硫酸濃縮施設

ク エチレンオキシド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゆう施設及び濃縮施設

ケ 2-エチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゆう施設

コ・サ (略)

シ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゆう施設

ス～タ (略)

(38) (略)

(39) (略)

(40) 脂肪酸製造業の用に供する蒸りゆう施設

(41)～(44) (略)

(45) 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆう施設

(46)～(50) (略)

(51) 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

ア (略)

イ 原油常圧蒸りゆう施設

ウ～オ (略)

(51)の2～(66) (略)

(66)の2 エチレンオキサイド又は1, 4-ジオキサンの混合施設 (前各号に該当するものを除く。)

(66)の3 旅館業 (旅館業法 (昭和23年法律第138号) 第2条第1項に規定するもの (下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

ア (略)

イ 洗濯施設

ウ (略)

(66)の4 (略)

(66)の5 (略)

(66)の6 飲食店 (次号及び第66号の8に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設 (総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

(66)の7 (略)

(66)の8 (略)

(67) 洗濯業の用に供する洗浄施設

(68)～(74) (略)

別表第2 (第2条関係)

(1) 信濃川水域

項目及び許容限度		(略)
区分		
公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場	別表第1第1号、第1号の2、第19号 (染色整理業に係る施設を除く。)、第21号から第22号まで、第23号の2から第63号まで、 <u>第63号の3から第66号の2まで</u> 又は第68号から第73号までの施設を設置するもの	(略)
	別表第1第2号から第18号の3まで、第19号 (染色整理業に係る施設に限る。)、第20号、第63号の2又は <u>第66号の3から第67号までの施設</u> を設置するもの (略)	(略)
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	別表第1第1号、第19号 (染色整理業に係る施設を除く。)、第21号、第22号、第23号の2から第63号まで、 <u>第64号から第66号の2まで</u> 、第68号、第69号から第71号の2まで、第71号の5又は第71号の6の施設を設置するもの (略)	(略)
	別表第1第2号から第18号の3まで、第63号の2又は <u>第66号の3から第67号までの施設</u> を設置	(略)

(51)の2～(66) (略)

(66)の2 旅館業 (旅館業法 (昭和23年法律第138号) 第2条第1項に規定するもの (下宿営業を除く。)をいう。)の用に供する施設であつて、次に掲げるもの

ア (略)

イ 洗たく施設

ウ (略)

(66)の3 (略)

(66)の4 (略)

(66)の5 飲食店 (次号及び第66号の7に掲げるものを除く。)に設置されるちゆう房施設 (総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るものを除く。)

(66)の6 (略)

(66)の7 (略)

(67) 洗たく業の用に供する洗浄施設

(68)～(74) (略)

別表第2 (第2条関係)

(1) 信濃川水域

項目及び許容限度		(略)
区分		
公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場	別表第1第1号、第1号の2、第19号 (染色整理業に係る施設を除く。)、第21号から第22号まで、第23号の2から第63号まで、 <u>第63号の3から第66号まで</u> 又は第68号から第73号までの施設を設置するもの	(略)
	別表第1第2号から第18号の3まで、第19号 (染色整理業に係る施設に限る。)、第20号、第63号の2又は <u>第66号の2から第67号までの施設</u> を設置するもの (略)	(略)
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	別表第1第1号、第19号 (染色整理業に係る施設を除く。)、第21号、第22号、第23号の2から第63号まで、 <u>第64号から第66号まで</u> 、第68号、第69号から第71号の2まで、第71号の5又は第71号の6の施設を設置するもの (略)	(略)
	別表第1第2号から第18号の3まで、第63号の2又は <u>第66号の2から第67号までの施設</u> を設置	(略)

するもの	
(略)	
(略)	

(2) 鳥屋野潟水域

項目及び許容限度		(略)	
区分			
1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場	公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場	別表第1第1号、第1号の2、第19号（染色整理業に係る施設を除く。）、第21号から第22号まで、第23号の2から第63号まで、 <u>第63号の3から第66号の2まで</u> 又は第68号から第73号までの施設を設置するもの	(略)
		別表第1第2号から第18号の3まで、第19号（染色整理業に係る施設に限る。）、第20号、 <u>第63号の2又は第66号の3から第67号までの施設を設置するもの</u>	(略)
		(略)	
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場		別表第1第1号、第19号（染色整理業に係る施設を除く。）、第21号から第22号まで、第23号の2から第63号まで、 <u>第63号の3から第66号の2まで</u> 、第68号から第71号の6まで又は第72号の施設（し尿浄化槽に限る。）を設置するもの	(略)
		(略)	
		別表第1第2号から第18号の3まで、第19号（染色整理業に係る施設に限る。）、第20号、 <u>第63号の2又は第66号の3から第67号までの施設を設置するもの</u>	(略)
		(略)	

(3) 関川水域

項目及び許容限度		(略)
区分		
公共下水道処理区域	別表第1第1号、第19号（染色整理業に係る施設を除く。）、第21号から第63号まで、第64号か	(略)

するもの	
(略)	
(略)	

(2) 鳥屋野潟水域

項目及び許容限度		(略)	
区分			
1日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場	公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場	別表第1第1号、第1号の2、第19号（染色整理業に係る施設を除く。）、第21号から第22号まで、第23号の2から第63号まで、 <u>第63号の3から第66号まで</u> 又は第68号から第73号までの施設を設置するもの	(略)
		別表第1第2号から第18号の3まで、第19号（染色整理業に係る施設に限る。）、第20号、 <u>第63号の2又は第66号の2から第67号までの施設を設置するもの</u>	(略)
		(略)	
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場		別表第1第1号、第19号（染色整理業に係る施設を除く。）、第21号から第22号まで、第23号の2から第63号まで、 <u>第63号の3から第66号まで</u> 、第68号から第71号の6まで又は第72号の施設（し尿浄化槽に限る。）を設置するもの	(略)
		(略)	
		別表第1第2号から第18号の3まで、第19号（染色整理業に係る施設に限る。）、第20号、 <u>第63号の2又は第66号の2から第67号までの施設を設置するもの</u>	(略)
		(略)	

(3) 関川水域

項目及び許容限度		(略)
区分		
公共下水道処理区域	別表第1第1号、第19号（染色整理業に係る施設を除く。）、第21号から第63号まで、第64号か	(略)

に所在する工場又は事業場	ら第66号の2まで、第68号、第69号の2から第71号の2まで、第71号の5又は第71号の6の施設を設置するもの	
	(略)	
	別表第1第2号から第18号の3まで、第19号(染色整理業に係る施設に限る。)、第20号、第63号の2又は第66号の3から第67号までの施設を設置するもの	(略)
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	別表第1第1号、第19号(染色整理業に係る施設を除く。)、第21号から第63号まで、第64号から第66号の2まで、第68号、第69号の2から第71号の2まで、第71号の5又は第71号の6の施設を設置するもの	(略)
	(略)	
	別表第1第66号の3から第67号までの施設を設置するもの	(略)
(略)		

(4) 渋江川水域

区分	項目及び許容限度	(略)
公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場	別表第1第1号、第19号(染色整理業に係る施設を除く。)、第21号から第63号まで、第64号から第66号の2まで、第68号、第69号の2から第71号の2まで、第71号の5又は第71号の6の施設を設置するもの	(略)
	(略)	
	別表第1第2号から第18号の3まで、第19号(染色整理業に係る施設に限る。)、第20号、第63号の2又は第66号の3から第67号までの施設を設置するもの	(略)
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	別表第1第1号、第19号(染色整理業に係る施設を除く。)、第21号から第63号まで、第64号から第66号の2まで、第68号、第69号の2から第71号の2まで、第71号の5又は第71号の6の施設を設置するもの	(略)
	(略)	
	別表第1第66号の3から第67号までの施設を設置するもの	(略)
(略)		

に所在する工場又は事業場	ら第66号まで、第68号、第69号の2から第71号の2まで、第71号の5又は第71号の6の施設を設置するもの	
	(略)	
	別表第1第2号から第18号の3まで、第19号(染色整理業に係る施設に限る。)、第20号、第63号の2又は第66号の2から第67号までの施設を設置するもの	(略)
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	別表第1第1号、第19号(染色整理業に係る施設を除く。)、第21号から第63号まで、第64号から第66号まで、第68号、第69号の2から第71号の2まで、第71号の5又は第71号の6の施設を設置するもの	(略)
	(略)	
	別表第1第66号の2から第67号までの施設を設置するもの	(略)
(略)		

(4) 渋江川水域

区分	項目及び許容限度	(略)
公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場	別表第1第1号、第19号(染色整理業に係る施設を除く。)、第21号から第63号まで、第64号から第66号まで、第68号、第69号の2から第71号の2まで、第71号の5又は第71号の6の施設を設置するもの	(略)
	(略)	
	別表第1第2号から第18号の3まで、第19号(染色整理業に係る施設に限る。)、第20号、第63号の2又は第66号の2から第67号までの施設を設置するもの	(略)
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	別表第1第1号、第19号(染色整理業に係る施設を除く。)、第21号から第63号まで、第64号から第66号まで、第68号、第69号の2から第71号の2まで、第71号の5又は第71号の6の施設を設置するもの	(略)
	(略)	
	別表第1第66号の2から第67号までの施設を設置するもの	(略)
(略)		

(略)		
(5) 胎内川水域及び荒川水域		
項目及び許容限度		(略)
区分		
公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場	別表第1第1号、第1号の2、第19号から第63号まで、 <u>第63号の3から第66号の2まで</u> 又は第67号から第74号までの施設を設置するもの	(略)
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	別表第1第2号から第18号の3まで、第63号の2又は <u>第66号の3から第66号の8まで</u> の施設を設置するもの	(略)
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	別表第1第1号、第19号から第63号まで、 <u>第64号から第66号の2まで</u> 、第67号、第68号、第69号から第71号の2まで、第71号の5から第72号まで又は第74号の施設を設置するもの	(略)
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	(略)	
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	別表第1第2号から第18号の3まで、第63号の2又は <u>第66号の3から第66号の8まで</u> の施設を設置するもの	(略)
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	(略)	
(略)		

(6) 鯖石川水域及び鵜川水域		
項目及び許容限度		(略)
区分		
公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場	別表第1第1号から <u>第66号の2まで</u> 、第67号から第74号までの施設を設置するもの	(略)
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	別表第1第66号の3から <u>第66号の8まで</u> の施設を設置するもの	(略)
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	別表第1第1号から <u>第66号の2まで</u> 、第67号から第72号まで又は第74号の施設を設置するもの	(略)
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	別表第1第66号の3から <u>第66号の8まで</u> の施設を設置するもの	(略)
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	(略)	
(略)		

(7)・(8) (略)		
(9) 新潟東港水域		
項目及び許容限度		(略)
区分		
	別表第1第1号、第21号、第23号の2から第63号の2まで、 <u>第64号から第66号の</u>	(略)

(略)		
(5) 胎内川水域及び荒川水域		
項目及び許容限度		(略)
区分		
公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場	別表第1第1号、第1号の2、第19号から第63号まで、 <u>第63号の3から第66号まで</u> 又は第67号から第74号までの施設を設置するもの	(略)
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	別表第1第2号から第18号の3まで、第63号の2又は <u>第66号の2から第66号の7まで</u> の施設を設置するもの	(略)
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	別表第1第1号、第19号から第63号まで、 <u>第64号から第66号まで</u> 、第67号、第68号、第69号から第71号の2まで、第71号の5から第72号まで又は第74号の施設を設置するもの	(略)
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	(略)	
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	別表第1第2号から第18号の3まで、第63号の2又は <u>第66号の2から第66号の7まで</u> の施設を設置するもの	(略)
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	(略)	
(略)		

(6) 鯖石川水域及び鵜川水域		
項目及び許容限度		(略)
区分		
公共下水道処理区域に所在する工場又は事業場	別表第1第1号から <u>第66号まで</u> 、第67号から第74号までの施設を設置するもの	(略)
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	別表第1第66号の2から <u>第66号の7まで</u> の施設を設置するもの	(略)
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	別表第1第1号から <u>第66号まで</u> 、第67号から第72号まで又は第74号の施設を設置するもの	(略)
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	別表第1第66号の2から <u>第66号の7まで</u> の施設を設置するもの	(略)
公共下水道処理区域外に所在する工場又は事業場	(略)	
(略)		

(7)・(8) (略)		
(9) 新潟東港水域		
項目及び許容限度		(略)
区分		
	別表第1第1号、第21号、第23号の2から第63号の2まで、 <u>第64号から第66号ま</u>	(略)

2まで、第68号、第69号から第71号の2まで、第71号の5、第71号の6又は第73号の施設を設置するもの		で、第68号、第69号から第71号の2まで、第71号の5、第71号の6又は第73号の施設を設置するもの	
別表第1第1号の2から第20号まで、第21号の2から第23号まで、第63号の3、第66号の3から第67号まで、第68号の2、第71号の3、第71号の4又は第72号の施設を設置するもの	(略)	別表第1第1号の2から第20号まで、第21号の2から第23号まで、第63号の3、第66号の2から第67号まで、第68号の2、第71号の3、第71号の4又は第72号の施設を設置するもの	(略)
(略)		(略)	
(10)・(11) (略)		(10)・(11) (略)	

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。